

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月 8 日
【会社名】	日本ゼオン株式会社
【英訳名】	ZEON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 豊嶋 哲也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 2 号
【電話番号】	0 3 (3 2 1 6) 1 4 1 2
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 曾根 芳之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 2 号
【電話番号】	0 3 (3 2 1 6) 1 4 1 2
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 曾根 芳之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 371,385,000円 (注) 募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額 (会社法上の払込金額の総額)であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、事業年度第100期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の半期報告書及び自己株券買付状況報告書（報告期間 自 2024年10月1日 至 2024年10月31日）を2024年11月8日に提出いたしました。これに伴い、2024年8月30日付で提出した有価証券届出書（2024年9月2日、2024年10月11日及び2024年10月28日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済みの記載内容）について、当該半期報告書を参照書類に追加し、参照書類の補完情報を訂正するため、また、当該自己株券買付状況報告書を添付書類に追加し、有価証券届出書の添付書類である「2025年3月期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の連結業績の概要」を削除するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の追加）

自己株券買付状況報告書（報告期間 自 2024年10月1日 至 2024年10月31日）

（添付書類の削除）

2025年3月期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部【参照情報】

（訂正前）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第99期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）2024年6月27日 関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2024年10月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2024年7月1日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2024年10月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を2024年10月28日関東財務局長に提出

5【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第99期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年10月28日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年10月28日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第99期(自2023年4月1日 至2024年3月31日) 2024年6月27日 関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第100期中(自2024年4月1日 至2024年9月30日) 2024年11月8日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2024年11月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2024年7月1日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2024年11月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を2024年10月28日関東財務局長に提出

5【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第99期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年11月8日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年11月8日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。